

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 5 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の7に次の1項を加える。

- 2 条例第81条第3項に規定する別に定める者は、同条第1項第1号又は前項第4号の規定により当該年度の前年度分の軽自動車税について減免を受けた者であつて、市長が、職権による調査により、引き続きこれらの規定による減免の要件に該当すると認めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)